諮問庁:日本年金機構

諮問日:平成29年7月3日(平成29年(独個)諮問第44号)

答申日:平成29年9月29日(平成29年度(独個)答申第45号)

事件名:本人に特定日に送付された支給額変更通知書の不開示決定(不存在)

に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人の特定日 a に送付された支給額変更通知書」(以下「本件文書」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月10日付け年機構発第19号により日本年金機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

特定日b受付審査請求書,特定日f付回答書「開示請求には応じない -3ヶ月経過により抹消」とありますが,私の再審査請求を特定日cに 提出しており,特定日d付裁決書で特定日a付文書により,私に再審査 請求の資格なしと言われ却下されました。

特定日 a 付文書は見たこともなく、もし私に非があるとしても、再審 査請求時点では問題の文書がなかったことになります。極めて不自然で す。

(2) 意見書

審査請求人から、平成29年7月14日付け(同月18日収受)で意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

平成29年2月3日付けで、処分庁に対して、「特定日a付け審査請求 人あて文書」に記録された保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」 という。)の開示請求がされた。

処分庁は、特定日 a 付けで審査請求人宛て送付した支給額変更通知書 (本件文書)については、年金額の変更をお客様にお知らせするためのも のであって、機構で通知書原本を保管することはなく、また、通知書の写 しも作成保管しておらず、通知書作成データについても3か月経過により 消去されるとして、平成29年3月10日に、文書不存在による不開示決 定(原処分)を行った。

しかし、審査請求人は、特定日 a 付文書は見たこともなく、あくまでも 支給額変更通知書について、開示を求める審査請求を行ったものである。

2 諮問庁としての見解

支給額変更通知書は、年金額の変更をお客様にお知らせするためのものであって、機構では当該通知書の原本の保管及び当該通知書の写しを作成し保管する規定がないため、当該通知書及び当該通知書の写しは存在しない。

また、支給額変更通知書が未着の場合や、紛失した場合などに申請により再発行を受けることができるが、再発行が可能な期間は、支給額変更通知書が発行された月と翌月、翌々月であるため、本件文書に係る再発行通知書作成データについても既に存在しない。

以上により文書不存在による不開示としたものである。

3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件審 査請求は棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年7月3日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月18日 審査請求人から意見書及び資料を収受

④ 同年9月14日 審議

⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分 を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無に ついて検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について
- (1)諮問庁は、理由説明書(上記第3)において、本件請求保有個人情報

に該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定した理由を 説明していないので、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対 象保有個人情報を特定した理由等について確認させたところ、次のとお りであった。

- ア 機構では、被保険者や年金受給者に係る記録については、社会保険 オンラインシステム(以下「システム」という。)により管理を行っ ている。また、システムにおいて、年金額の変更等に関する記録は 「受給権者改定記録」として管理されている。
- イ システムで管理されている審査請求人に係る受給権者改定記録を確認したところ、特定月に係るものとして、年金支給額の変更処分を行うことについての記録が存在している。そして、年金支給額の変更処分に際しては、年金受給者に支給額変更通知書を送付しているところであり、特定月の属する年度の業務スケジュールを確認したところ、特定月における支給額変更通知書の送付は、その月の5日(特定日a)に行うこととされている。

したがって、特定月における審査請求人に対する年金支給額の変更 処分に係る支給額変更通知書は、特定日 a 付けで送付されたもので あり、処分庁において、この支給額変更通知書(本件文書)が本件 請求保有個人情報に該当するものであると判断したところである。

- ウ なお、システムで管理されている審査請求人に係る記録のうち、審査請求人に通知等がされる可能性がある事項に関する記録は、全て受給権者改定記録として管理されており、上記イの記録のほかに特定日a付けで審査請求人に送付した書面の存在を示す記録はない。
- (2) 諮問庁から、システムで管理されている審査請求人に係る受給権者改定記録を出力した書面及び特定月の属する年度の業務スケジュールに関する資料の提示を受けて確認したところ、特定日 a 付けで審査請求人に対して送付された文書が本件文書のみであることについては、諮問庁の上記(1) イ及びウの説明のとおりであると認められる。
- (3) また,諮問庁は,理由説明書(上記第3の2)のとおり,支給額変更通知書の原本等を保管することはないことから本件文書の原本等は不存在であり,本件文書の作成データについても既に消去されていることから不存在である旨説明するので,当審査会事務局職員をして諮問庁に対し,支給額変更通知書の原本の保管等を行わない理由等について更に確認させたところ,次のとおりであった。
 - ア 支給額変更通知書は、年金支給額の変更処分を行った旨を年金受給者に通知する書面であるところ、当該処分は、極めて多数の年金受給者に対して行われ、支給額変更通知書の発行件数も膨大なものとなっているため、仮に支給額変更通知書を保存しておくとなると、保管に

要するコストも膨大なものとなりかねない。

また、そもそも、年金支給額の変更処分を行った事実については、 システム上に記録が保持されているため、支給額変更通知書自体を保 存しておくべき必要性はない。

そのため、機構においては、支給額変更通知書の原本や写しの保管 を義務付ける規定を設けておらず、実際、これを保管することはし ていない。

- イ もっとも、支給額変更通知書については、発行月の翌々月までに限って再交付申請を受け付けることとしているため、その間はシステム上に支給額変更通知書の作成データが保存されているが、当該作成データは3か月間の再交付申請期間の経過後、システムから消去される。本件文書の作成データについては、本件開示請求が特定日aから1年以上が経過した後にされたものであることから、本件開示請求時点(平成29年2月3日)で当該作成データは既に消去されていた。
- (4) 諮問庁から、日本年金機構文書管理規程及び日本年金機構文書管理細則並びに支給額変更通知書再交付申請に係る業務処理マニュアルの提示を受けて確認したところ、支給額変更通知書の原本の保管等に関する規定がないことについては諮問庁の上記(3) アの説明のとおりであり、当該通知書の再発行のための作成データの保存期間については諮問庁の上記(3) イの説明のとおりであると認められる。
- (5)以上を踏まえて検討すると、まず処分庁が本件対象保有個人情報を本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報であると判断したことについての諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はない。

そして、機構においては、本件文書の原本等を保管していないとする 諮問庁の上記(3)の説明にも不自然、不合理な点はなく、これを覆す に足る事情も認められない。

したがって、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは 認められない。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報 を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子